



【日本橋室町一丁目地区】

産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な、
国際水準の居住施設（約12,000㎡、約100戸）を整備

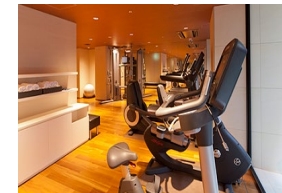
- 国際水準の住戸整備
- 外国人、高度人材等の居住に適した共用施設の充実
- 都心立地の利便性を活かした、周辺施設と連携した生活サポート



高品質な住宅仕様



多言語対応
(コンシェルジュ、災害時等)



居住者向けの
共用施設の充実
(例：フィットネジム)



周辺施設との連携
(例：インターナショナルスクール)

国家戦略住宅整備事業の活用により、
日本橋室町一丁目地区全体の容積率を約90%緩和
(※)



住宅機能はA街区にまとめて整備

(※参考)

$$V_r = V_c \left(1 + 2 \left(\frac{3}{3-R} - 1 \right) \right)$$

V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 (1,400%)

V_c : 都市再生特別地区に定める (当事業による緩和部分を除く) 建築物の容積率の最高限度 (1,310%)

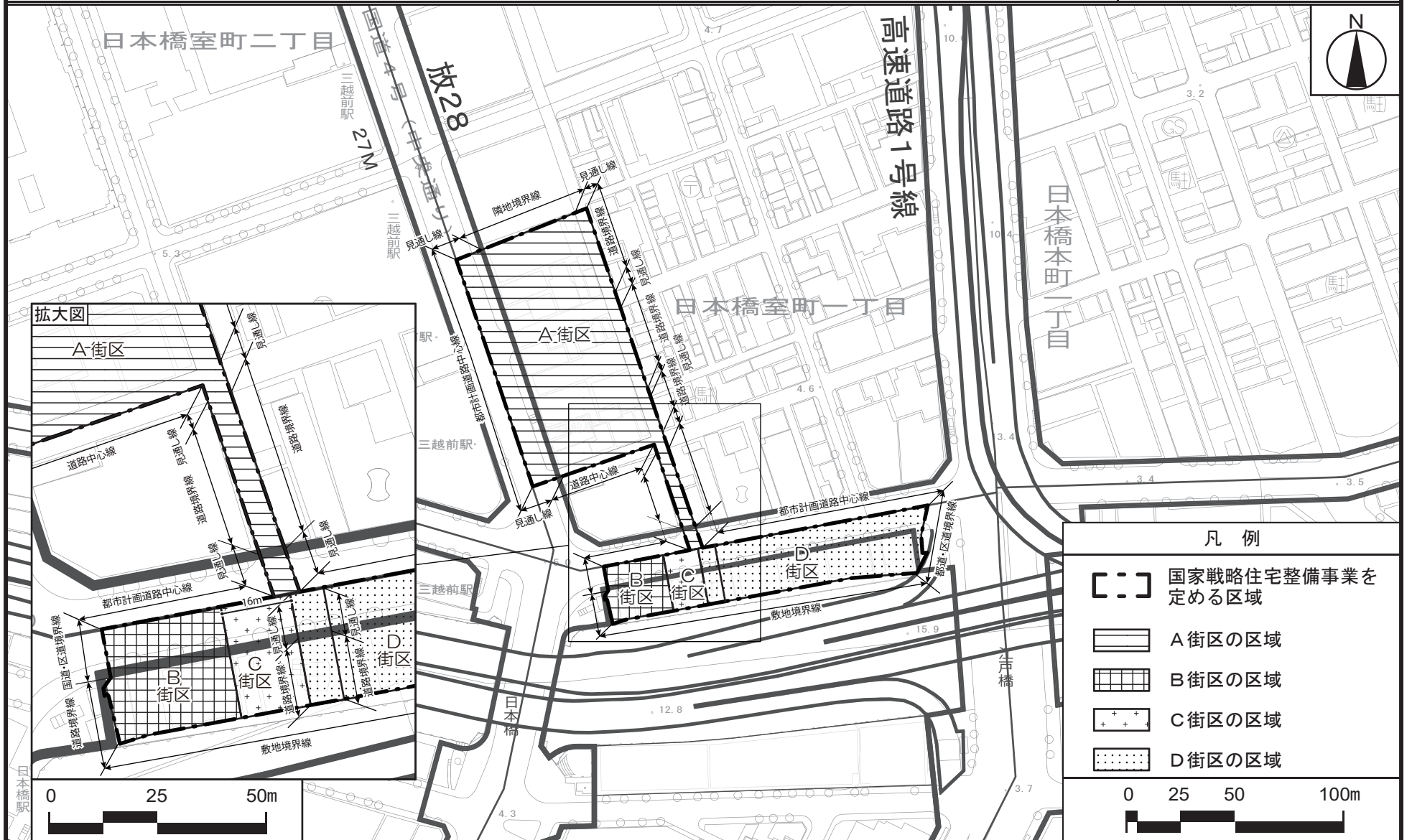
R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 (10.26%)

日本橋室町一丁目地区 住宅整備事業（案）

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	日本橋室町一丁目地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	161/10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$ <p>ただし、$V_r - V_c \leq 300\%$</p> <p>V_r：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（140/10） V_c：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（131/10） R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（10.26%） ※V_r、V_c及びRは、地区全体に対して適用する。</p> <p>（地区全体で、$V_r=140/10$、当該住宅はA街区に配置、 適正配分後の容積率の最高限度は、A街区195/10、B街区13/10、C街区10/10、D街区10/10）</p>
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.4ha 以上

「区域は計画図表示のとおり」

国家戦略住宅整備事業を定める区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基交第957号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）30都市基街都第261号、平成31年1月22日